

第六十三回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第四号

昭和四十五年三月十日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 池田 清志君

理事 大村 襄治君

理事 箕輪 登君

理事 中川 嘉美君

理事 宇野 宗佑君

中谷 鉄也君

大久保直彦君

出席政府委員

總理府總務局長 湊 徹郎君

總理府特別地域連絡局長 山野 幸吉君

外務政務次官 竹内 黎一君

外務大臣官房長 佐藤 正二君

外務省アメリカ局長 東郷 文彦君

委員外の出席者

沖繩及び北方問題に関する特別委員会調査室長 綿貫 敏行君

本日の会議に付した案件

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案(内閣提出第五四号)

○池田委員長 これより会議を開きます。

沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案を議題とし、その審査を進めます。

質疑の申し出があります。順次これを許します。大村襄治君。

○大村委員 ただいま議題になりました沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する

第二類第八号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第四号 昭和四十五年三月十日

臨時措置法案の質疑に入りたいと思うのでありますが、何ぶん表題が示すように、国内法の対象としては非常に長い、わかりにくい名称の機関を設置するようになされているのであります。これの根拠になる文書といたしましては、昨年秋の佐藤・ニクソン共同声明にもうたわれ、また新聞紙等の報道によれば、最近愛知外務大臣とマイヤー駐日米國大使との間に交換公文が取りかわされて、この準備委員会の性格等について明らかにされているというふうになっているのであります。この際、この準備委員会の性格について外務省の御見解を承てみたいと思つております。外務政務次官御出席のようでありまして、まずこの準備委員会の性格について御見解をお話し願いたいと思ひます。

○竹内(黎)政府委員 お答えを申し上げます。

御指摘のとおり日米共同声明、特に第十項及び去る三月三日に交換されました交換公文によりましていよいよ準備委員会がスタートいたしましたわけでございますが、その構成といたしましては、大使級の日本政府代表及び米國政府代表たる琉球諸島高等弁務官をもつて構成をいたしまして、琉球政府行政主席は顧問として委員会に参加をするという仕組みをとっております。

そうしまして、さらに、いわばこの準備委員会の任務につきましては、御承知かと思ひますけれども、交換公文におきまして、おもな任務といたしましては、協賛委員会におもな任務といたしましては、協賛委員会により策定された原則及び指針に従い、復帰準備のために現地にとらるべき措置及びその実施計画を確定する。第二に、いま申し上げたことに関連しました必要な調査及び研究を行なう。第三に、復帰準備に必要に応じて両政府に対する勧告を作成すること並びに委員会

の活動に関し両政府に随時報告をする。このような任務を持つてスタートいたしましたわけであります。

○大村委員 最近取りかわされました外務大臣とマイヤー大使との交換公文につきましては、本委員会におきましても外務大臣がこの前言及されておるようでございますが、まだ委員会に配付されてないようであります。早急に御提出願えるかどうか、本日の質問にも関係がありますので、お尋ねします。すぐ出るようでしたら、それを前提にして質問します。

○竹内(黎)政府委員 御指摘の資料につきまして、さつそくお届けいたしたいと思ひます。

○大村委員 それでは進めます。

まず、私がお尋ねしたいのは、この準備委員会の任務、構成につきましては後ほどお尋ねしたいと思つておりますが、性格が、国内法の対象としてのはたして外務省の機関であるかどうか、その点でございまして。また、特にかわるべきものとされておりますところの従来の諮問委員会との相違点、その点につきましても外務当局の御見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○東郷政府委員 第二の点のほうからお答え申し上げますが、諮問委員会と申しますのは、御承知のように、高等弁務官に対する諮問機関でございまして、これは日米琉三政府の代表というところでございまして、その任務は、主として沖繩住民の福祉に関する問題について高等弁務官に対する諮問機関という性格のものでございます。これに比しまして、今回の準備委員会は、沖繩返還の大方針がきまりまして、そこで返還の実現までに日米両政府間で措置していかなければならない問題がたくさんある、それを現地におきまして処理していく。一口に申せば、こういうものが今回の準備委員会でございまして。

そういう意味におきまして、前の諮問委員会が米國政府の機関である高等弁務官に対する諮問機関であつたのに対して、沖繩におきまして日米両政府間の話し合いをする場であるという意味において性格が非常に違います。また、同じ意味におきまして、これは米國政府といわば一種の外交的な話もいたすわけでございまして、そういう意味におきまして、これは外務省の機関として準備委員会代表部というものを設置しようという趣旨でございまして。

○大村委員 そういたしますと、従来の諮問委員会がどちらかというと従属的なものであつたのに対して、今回の準備委員会は、対等の立場で、相互の政府の代表者が参加して復帰の準備を進める、そういうふうな受け取つてよろしゅうございまして。

○東郷政府委員 諮問委員会が従属的かどうかという、ことは当たるかどうかわかりませんが、私も問題かと存じますが、ともかく、その諮問委員会をつくりました趣旨というの、米國の施政権下にある沖繩住民の福祉をいかにして改善していくか、また、日本政府の意思を正式に生かしていくためにどういふ形がいいか、そういういろいろな考慮から、諮問委員会という仕組みに到達したわけでございまして、それは別といたしまして、ともかく、今回の準備委員会と申しますのは、まさしく、お話しのように、日米両政府いわゆる対等の立場で、返還実現までに処理していかなければならぬ問題を現地において扱うという趣旨でございまして。

○大村委員 今度は、性格に関連して、構成の点をお尋ねしたいと思ひます。措置法案によりますると、政府代表が置かれるようになっております。なお佐藤・ニクソンの共同声明によりますると、「準備委員会

は、大使級の日本政府代表及び琉球列島高等弁務官から成り、琉球政府行政主席が委員会の顧問となる。」「このように点が基礎になっていると思うのでございます。日米代表が対等の立場で代表として参加する、この点は明らかでございますが、琉球政府行政主席の地位でございますが、共同声明によりまして、委員会の顧問となる、こういうふうにされております。してみますと、諮問委員会の時代には委員として参加しておいたのが、今回は顧問の地位になる。これは見ようでございますが、一部現地の新聞紙あたりは、顧問になるから格下げになるのではないかと、そんな心配もしているような向きもあるようでございます。現地の住民の意見なり何なりを反映する立場として、何らかの意味で参加することは当然必要だと思っておりますが、この辺についてどのようにお考えになるか、御見解を承りたいのです。

○東郷政府委員 先刻も申しましたように、諮問委員会の場合には、その性格上、琉球政府の代表も日米両政府代表と並んで諮問に應ずることが適当であつたのでございますけれども、今後の返還までの準備委員会ですと、施政権者である米政府と、これを受け取る、また沖繩の主権国である日本との間で話を進める、その両者が琉球政府あるいは沖繩住民の意向を十分にに入れてこれを進めていく、本来こういう性質のものでございます。また實際上、琉球政府というのは、日本政府あるいは米政府という意味においては、独立の政府という法律上の地位にないというのはいささか事実でございます。実質的問題あるいはそういう法律的問題からして、準備委員会は日米両政府の代表をもつてやる。いわばそこに琉球政府代表は顧問として出席する、そうして琉球政府ないし沖繩住民の意向を十分反映して返還準備の仕事を進めていく、これが最も適当な形であろうと考えまして、この間琉球政府を一段格下げして扱うという趣旨は、日米両政府ともいづれも毛頭持っていないわけではございません。

○大村委員 次に、この準備委員会の任務でござ

います。法案の第三条によりまして、「沖繩の復旧準備に關し必要な事項につき、在沖繩アメリカ合衆国政府機関との協議に當たることを任務とする。」。こういうふうに規定されております。ところが、昨秋の佐藤・ニクソン共同声明によりまして、「東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。」とありまして、どうも中心は東京にある日米協議委員会であつて、この準備委員会は現地の仕事をやるように受け取れるのであります。一体、東京の日米協議委員会と現地の準備委員会の任務の分担といふことが、その辺のかみ合わせはどうなるか。また、復帰が二年後という期限的な、限られた期間内に行なわれるのでありますので、東京の委員会と現地の機関とのかみ合わせがうまくいかないと円滑な運営が期待されないと思ふのであります。政府はその点、はたしてどのようなお考えであるかお尋ねします。

○東郷政府委員 申すまでもなく、沖繩返還の実現まで政府といたしましての処理する仕事は非常に膨大にのぼるわけでございます。一つは返還協定自体、これを日米両政府間でつくっていく、こういう仕事でございます。これは二国間の条約交渉でございます。いわゆる外交ルートで扱うということになるわけであります。これと並行いたしまして、七二年までに返還の準備をすべて終わらなければならない、その面がいわゆる返還準備ということになるわけでございます。

そこで、返還の準備を進めるについては、日米両政府間に基本的な考えあるいは具体的な問題の処理についての意見が——意見と申しますか、基本的な考え方が食い違つては非常に困るということもございまして、そこで従来沖繩の住民の福祉向上、安寧の問題、これのために日米両政府間の協議の場として東京に協議委員会が置かれておりました。これにいま復帰準備の面を全体として責任を負わせる、これが一番適当な場である、こういう考えで協議委員会は全体的責任を負う、しか同時に、この復帰準備の仕事は東京において話

し合うのみならず、現地におきまして処理していかなければならぬ、相談していかなければならぬ問題がたくさんありますので、準備委員会は協議委員会のつくる原則と方針に従つて現地において問題を処理していく、こういう関係になりますので、そういう意味においては、いわば上下の関係といえるかもしれません。しかし、いろいろこまかい問題を一つ一つ協議委員会でやるのでは實際的でもありませんし、準備委員会は協議委員会の定める方針に従つて許される範囲の裁量をもって仕事を進めるようにしたい、こう考えております。

○大村委員 ようやく要求しました交換公文の資料が委員会の委員の手に届いたようでありまして、それとも関連しながら質問を続けたいと思ひます。

この交換公文を見ますと、ただいま御説明のありました日米協議委員会と、現地の、今回設置される準備委員会との関係については、基本的政策また原則及び指針の策定は日米協議委員会が行ない、そして具体的な措置についての現地における協議、調整がこの準備委員会の任務である、そういうふうに一応書き分けられていふところがあるわけで、この点は一応わかるような気もするのでございますが、基本的政策という点と、具体的な措置という点の実際上の各種の予想される問題についての扱いにつきましては、やはり具体的にどうするかということになりますと、なかなかわかりにくい面がありはしないか。しかも復帰の時期が二年後なら二年後で限られていふといふし、よほど東京における協議委員会の基本的な政策と申しますか、あるいはそういうことと取り進めは早目なテンポで行なわれたいと、せっかく現地に準備委員会を設置されました、ほんとうに現地の実情に即しての措置というものが、時期に間に合うように行なわれたいんじやないか、そういうふうな感じもいたしますので、一体この基本的政策についての東京における協議委員会の今後の開催スケジュールだとかそういう点

につきまして、おおよそどのような考えを現に持っておられるか、もしわかればひとつその点を明らかにしていただきたいのであります。

○東郷政府委員 先刻も最後にちよつと申し上げましたように、われわれの考えといたしましては、協議委員会が準備委員会に与える原則なり指針なりというものはできる限り基本的な事項に限りまして、いま先生もお話のように、沖繩における作業をその原則に従つて迅速に進められるように考えたいと思つております。その意味におきまして一々準備委員が協議委員会に相談してきて、それでやるというふうなことは必ずしも今後予想されないのではないと思ひますが、まず、なるべく近いうちに協議委員会においてきわめて原則的な方針を準備委員会に授けることといたしまして、その後は特に定期的というよりは、必要に応じて会合する、こういうことではないかと思ひます。

○大村委員 この委員会の任務としましては、相当広範にわたる複雑な問題が予想されるのであります。一例をあげてみまして通貨の問題がまずございます。現在通用しているドル建ての通貨を、今後本土の貨幣制度とどういふふうに一体化していくかという問題、これはまさに経済の基礎になる問題でございます。そのほか米資産の買い上げの問題、あるいは税制をはじめとする各種の行政制度の一体化の問題、さらには基地の設備や軍用形態の問題、さらには裁判権の問題、立法はともかくとして、司法、行政の各分野にわたる広範な問題が提起されるのであります。さらには住民生活に密接な関係のある水道、ガス等、公共部門の移管の問題も予想される。そうしますと、そういう予想される大きな問題について、部門ごとに大方針をきめてからならぬと、現地の準備委員会がその気になりましてなかなか具体措置というところまではかかれたいではないか、そういうふうな心配をいたしますので、その点は本法に基づく準備委員会の発足の時期ともかわりがあると思ひますが、すでに東京

における協議委員会というのには前からあるわけ
ございまして、その点を十分に留意して、支障の
ないようにしていただきたいと思いますのでございま
す。

そこで、政務次官がお戻りになりましたので、
たいへん大切な問題でありますから、東京におけ
る日米協議委員会と、この現地の準備委員会の関
係につきまして、どのような運営上の基本方針を
お持ちであるか、重ねて明らかにしておきたいと
思います。

○竹内(黎)政府委員 お尋ねの点でございますけ
れども、御承知のように東京におきます協議委員
会は、これは復帰準備のための全般的な責任を負
う、このように指定されております。しかもこの
協議委員会において、日米の合意のもとに策定さ
れます原則と方針に基づいた、いわば具体的な準
備作業を行なうのが準備委員会である、われわれ
このように心得ておりますので、まあたとえて申
し上げればここにはやや上部機関と下部機関的な
感触もある、そのように考えております。

○大村委員 関連しましてお尋ねしておきたい
と思うのでありますが、この準備委員会の任務の範
囲でございまして、復帰準備といふことでありま
すけれども、復帰と関連のあるものの範囲の事柄が
任務の対象になるのか。たとえば基地勤務者の雇
用形態の問題でございまして、こういったものは
相当関係が深いのですけれども、当然任務の対象
に入らないかと考えますが、この点ははどう
ですか。

○竹内(黎)政府委員 大村先生の御指摘は、いわ
ゆる間接雇用への移行というような点を踏まえ
てのお尋ねかと思いますが、もちろんその問題は、
われわれは復帰準備の一環として取り扱わなけれ
ばならぬ問題でございまして、ただし準備委員会
においてそれを取り扱うかどうかはまだ決定して
おりません。むしろこれは日米間の協議の事項にな
ろうかと思ひます。

○大村委員 準備委員会の対象にはならな
い……。

○竹内(黎)政府委員 準備委員会の対象になると
もならないとも、いまのところはまだ断定しがた
い状況でございまして。むしろ日米間の協議によ
って、準備委員会によって問題を取り上げ得る可能
性もあります。

○大村委員 それから、たとえば沖縄県の経済開
発計画、これはたしか諮問委員会の対象にもされ
ていたように記憶しておりますが、これは
復帰後の長期開発計画にもつながる問題であり
ますが、復帰準備もそういった長期見通しを抜き
にしてはまた考えられないという意味合いにおき
まして関連が深いと思うのでありますが、その点
につきましてはどうお考えですか。

○山野政府委員 沖縄の長期経済開発の問題で
ございまして、この問題につきましては目下政府部
内で検討しつつありますし、また琉球政府自体も
検討を進めておるところであります。したがいま
して、現在アメリカに施政権がありますから、広
い意味においてはその持つべき方、構想のしかた
等についてはやはり施政権者である米側にも話を
していくべき問題の中に入らざるを得ないと思
ひます。本土政府と琉球政府でインフラをどう
いくという問題であらうかと考えます。

○大村委員 きょうははかの関係で山中総務長官
は御出席くださらないのは残念でございまして、
長官の所信表明でも、沖縄の将来につきましても
非常な意欲を示されておるのでございまして。ま
た、本日配付されましたこの愛知さんとマイヤ
ー大使の交換公文を見ましても、「返還時に設置さ
れるべき沖縄県の強固な基礎づくりを行なうにあ
たって必要な諸措置」とありまして、将来の沖縄
県の強固な基礎づくりというのをこの準備委員
会の設置にあたって特に明確に目標を掲げられて
おる。そういう点から見ますと、単なるつなぎ
のこまごましたことをやるだけでは、その大目的
にそぐわないのではないかと、そういう心配も持つ
ので、この準備委員会の行なう仕事につきまして
は、東京の協議委員会との関係ももちろんあると
思うのでありますけれども、できる限り現地の

実情に即して、また現地住民の有益な意見等は十
分織り込んで運営に当たっていただくことを特に
要望しておきたいと思ひのであります。

そこで、最後にこの準備委員会の事務機構と申
しますか、法案によりますと現地に代表事務所
が設置されるようにされておりますが、一体どう
いうふうな構成でこの代表事務所が置かれること
になるのか、その辺の御説明を承りたいと思ひま
す。

○竹内(黎)政府委員 日本政府を代表する大使級
の代表及び代表代理、それから事務の総括に当た
る者及びこれを補佐する者の計五名で一心このた
び予算のほうにもお願いをしておりますが、も
ちろん複雑多岐にわたる事務をこれでは処理でき
るわけではございませんので、沖縄事務局の職員
の方にもまた兼任していただくという手はずで進め
ております。

○大村委員 私はいたずらに人の頭数をふやすこ
とを要請するものではございませんが、先ほど来
申し上げているように、複雑多岐にわたる任務を
担当するわけではございますから、できるだけの有
能な職員を配置して、しかも既存の現地機構との関
連も十分考慮しながら運営に当たっていただきた
いと思ひのでございまして。

そこで、特選局長さん御出席がおりますから伺
いたないのでありますが、今後沖縄問題の対策庁が
設置されるように今国会に法案がすでに提出され
ておると承っておりますのでありますが、その対策
庁ができた場合に、沖縄における現地機構がどのよ
うになるのか、それとまたこの準備委員会の機構
との関連がどのようなことになるのか、その辺の
見通しについて承りたいのであります。

○山野政府委員 御指摘のように、ただいまの国
会に沖縄・北方対策庁設置法案を提案申し上げて
おるわけではあります。これが成立しますと、対
策庁の現地出先機関として沖縄事務局をつくるこ
とになっております。日本政府沖縄事務局が沖縄
事務局になるわけではございません。従来沖縄事務
所がやってきた事務は全部沖縄事務局に引き継

ぐことになっておりますし、また対策庁がその設
置目的としております沖縄の復帰に關して復帰準
備事務を進め、それから経済社会の開発に關する
施策を策定し推進するその事務も現地において所
掌することに相なるわけではございません。したが
いまして、ただいま東郷局長からも御説明がござ
いまして、たゞこの現地において復帰準備を
進める事務で、対米折衝を要する事務が相当ある
ことは事実でございまして、それにつきまして今
度の準備委員会が日米の外交的機関としての役割
りを果たします。そういう機関で承されました
方針に基づきまして、現地の一体化あるいは復
帰準備の細目等につきましては、沖縄事務局が琉球
政府あるいは民政府等とも相談して進めてまい
ることになるわけではございまして、準備委員会と
沖縄事務局は全く表裏一体の関係に立つておるわ
けでございまして、相互にひとつ協力して復帰準備
の現地事務の遂行に遺憾のないようにはかつてま
いりたいと考えております。

○大村委員 いまの御説明に関連して伺いたい
のですが、いままでも各省から復帰準備のための調
査団あたりを臨時に派遣しておりましたが、対策
庁ができましますと、必要な要員は現地に常駐して
その準備に専念する、そういうふうな構想ももち
なでございまして。

○山野政府委員 今度の機構改革に伴いまして現
地には若干のスタッフの増員もございまして。した
がいましてできるだけ現地で解決したいので
ございまして、しかし何と申しましては各省庁に
またがる復帰準備対策を御指摘のように二年間で
遂行しなければいかぬという非常に膨大な事務を
かかえておりますので、必要最小限の各省庁の調
査団はやはり今後も派遣してまいらなければいか
ぬ状態ではございまして。しかし総理府があくまで中
心になりまして、いま沖縄復帰対策各省庁担当官
会議がございまして、そこに行政部会、財政部
会、その他関係部会を設置しております。その
部会に調査団の派遣の必要性を一つ相談しながら、
調査団が統一的に派遣されるように特に配慮

をいたしておるつもりでございます。琉球政府の受け入れ体制等もありまして、新聞等で若干琉球政府が迷惑を受けておるといふようなことも出ておりますので、私もさうなことの生じないよう、総理府が中心になりまして、各省庁の調査団が必要にして十分な調査団であつて、しかも完全なその目的が達成されるように、今後ともひとつできるだけ統制してまいりたい、できるだけ御指摘のように現地機関で準備が進められるようにしてまいりたいと思つております。

○大村委員 もう一つ外務省に何つておきますが、附則では「この法律は、公布の日から施行する。」となつておりますが、外務省の御希望としてはいつごろまでに発足しなければいけないのか。もしわかれれば御説明をお願いしたいと思つております。

○東郷政府委員 できるだけ早くということをお願いいたしております。特にいまお話しした沖縄事務局との関係もございまして、両方相まつてできるだけ早くということをお願いいたしております。

○池田委員 終ります。

○川崎(寛)委員 質問に入ります前に、外務大臣お見えになっておりませんので、外務大臣に対する質問は留保しておきますから、その点明らかにしておきたいと思つております。

まず第一に、次官にお尋ねしたいのでありますが、協議委員会の権限拡大が、今回の二月十三日の日米協議委員会で行なわれたわけでありまして、そこで第二回佐藤・ジョンソン会談以降設置されたこの協議委員会が、どういふ経過で、権限をどのように拡大してきたか、今回の協議委員会における権限拡大の中身を明らかにしていただきたいと思つております。

○東郷政府委員 先生御承知のように、協議委員会は六四年に沖縄援助を経済協力……(川崎(寛)委員「時期は諮問委員会と間違えました、協議委員会はもっと早いんですね」と呼ぶ)要するに今回の権限拡大は、まず経済援助について協議するといふことで始まつた協議委員会を、次に六五年でございまして、これを単に援助予算の問題のみならず、沖縄住民の安寧に関する事項に關しても協議の場として協議委員会は取り上げるようにいたしました。今回沖縄返還の大原則がきまりましたので、返還準備全般に關して責任を負う、返還準備に關する権限を与えたわけでございます。

○川崎(寛)委員 協議委員会は第二回佐藤・ジョンソン会談ではなくて、あれは池田・ケネディ会談のあとでしたね。それは訂正しておきます。今回の協議委員会の拡大で、準備委員会が協議委員会に対して勧告する、報告をする。そういうことになりまして、日米協議委員会の権限の範囲というものと準備委員会の権限というものは、やはり将来いろいろ具体的な問題が進む中では出てくると思つております。そこで協議委員会の権限拡大の中に人権問題も含まれるようになったのかどうか、その点を明らかにしていただきたいと思つております。

○東郷政府委員 いわゆる人権問題に關しましては、協議委員会あるいは協議委員会の権限拡大、あるいは準備委員会の新設とは別個に、不満足ながらも日米間において話し合い、協議してまいつておるわけでございますが、その従来のさういふ形がそのまま続くわけでございます。いま人権問題とおっしゃつたのは、具体的にひとつあるいは取り上げるものもあるかと存じますが、協議委員会及び今回の協議委員会の拡大された権限、あるいは先ほどちょっと申しましたように、いわば下部の機関となるべき準備委員会におきまして、この返還準備という角度からこれらの問題を取り上げるといふことはあり得るかと思つております。

○川崎(寛)委員 前回の諮問委員会設置の際に、これは本委員会でもいろいろ議論があつたわけでありまして、諮問委員会が結局人権問題を扱えなかつた。これは當時いろいろ議論のあつた点であります。そうすると、今度の準備委員会はその人権問題を、つまり復帰準備に向けてのいろいろな制度とかさういふものもありまふけれども、しかし何といつても絶対権限の中で二十数年間異民族に支配された沖縄県民の一番の願いといふものは、人権が無視され、あるいは否定される、いろいろのことがあつたわけですね。これは軍事基地から当然出てくる。日米琉諮問委員会でもその人権問題が扱えなかつた。それならば、今回の準備委員会は人権問題を扱えるのか。その点を明らかにしていただきたいと思つております。

○東郷政府委員 諮問委員会の場合には、先生のおっしゃいますように、高等弁務官の権限内の事項、特に、ことばはいまちょっと覚えておりませんが、けれども、経済、福祉の向上という点にしろはれておつたわけでございますが、先ほど申しましたように、今回の協議委員会の権限の拡大あるいは準備委員会の機能は、これは復帰準備に關する事項全般に及ぶということでございます。

繰り返して申し上げますけれども、従来のいわゆる人権問題といふものが取り上げられるということがありますれば、これはさういふ角度から取り上げるといふことになると思つております。

○川崎(寛)委員 そうしますと、これは権能の問題あるいは平和条約第三條に基づく施政権の中身の問題とも関連してきますけれども、弁務官が米政府代表といふことになりまふ。そして大使級の日本政府代表とそこで外交交渉をやる。さういふ現地司令官が外交官の権限を持つて米政府代表として具体的に外交交渉をやるような機関といたうか権能を持った例が、これ以外にどこかにあるのですか、その点を明らかにしていただきたい。

○東郷政府委員 沖縄の場合には万事が非常に特殊でございますので、いまのような現地の軍司令官が平時において外交的の代表も兼ねるといふ例はあるかもしれませんが、いまちょっと思ひつきません。

○川崎(寛)委員 日米琉諮問委員会設置の際にも現地司令官に日本政府代表が、つまり諮問委員会

に下部機構として入るといふこと自体當時たいへん問題になつた点でもあるのです。それならば今度は――例があるかないかわからぬといふことでありますけれども、現地司令官が外交権を持つ。さうすると、現地司令官である高等弁務官は、アメリカ側においてははたれの指揮下に入るのか。従来沖縄問題についてはその責任の所在がいつも不明確になつてキャッチボールをする。たとえば軍雇用労働者の問題にしても、いやそれはハワイの問題だとかワシントン問題だとか、いや日本政府の問題だとかいつて常にキャッチボールをされてきておるわけです。さうしますと、今度はこの高等弁務官といふのは、さういふ外交交渉の経路といふのですか、さういふものの中でアメリカ政府のほうではさういふ指揮下に入つてだれに対して責任を負うのか、そのことを明らかにしていただきたいと思つております。

○東郷政府委員 沖縄の高等弁務官はいろいろな資格を持っておりますが、今回新たに米国内の手續に従つて準備委員会代表といふ資格をまた加えることになると思つておりますが、その新たに加わる資格に關しましては、大統領、國務長官、在日米大使といふ命令系統になるものと了解しております。

○川崎(寛)委員 そうしましたら、このことは従来高等弁務官が平和条約第三條の大統領行政命令で持つておりました絶対的な権限といふかさういふふうなものは、つまり平和条約第三條に基づいた施政権といふものは従来のものと違つてきたのかどうか、その点を明らかにしていただきたいと思つております。

○東郷政府委員 高等弁務官が従来大統領行政命令によつて持つておる権能といふものは、私が承知しております限りでは、変わらぬと思つております。しかし米政府の内部の決定によりまして、今回新たに先ほど申し上げましたような資格、権能を与えるわけございまして、その間の調整は米政府の内部の問題でございますので、今後沖縄返還といふ大事業を進めるにつきまして、この準備

に關しては、ただいま申しましたように大統領、國務省系統の指揮系統に入ることが加わりましただけで、高等弁務官としての地位はそれとして残るということでもあります。

○川崎(寛)委員 準備委員会は発足したわけですか。第一回会合が二十日ごろなどと新聞等でもいろいろ報道がありますが、発足をしたのかどうか。つまり、この法案と関係なしに会合はほとんど進んでいくというものなのかどうか、この点を明らかにしてもらいたいと思います。

○東郷政府委員 準備委員会は日米両政府間にあつた琉球政府も入れまして、その関係では三月三日の交換公文によって成立したわけですが、いいます、わがほうはまだその代表を任命していませんが、わがほうが現状でございまして、両政府間には準備委員会はできておりますが、まだ関係三者の準備が整わずに発足に至っていない、実際に仕事を始めていないというのが現状でございまして、これを近く始めるように持っていきたいと思つております。

○川崎(寛)委員 そうしたら十日過ぎる始めようとしたけれども、ランパートがアメリカへ帰つていてとかどうのこうのというので二十日ごろになる、こういうのですが、これは日本政府代表をきめることに対するワケ組みが行政府としてはつくつてあるのですか。つまり、第一回会合が二十日に発足する、日本政府側の代表はきまつていない、それはどういう形で始まるわけですか。つまり、交換公文が——これは交換公文自体の性格もあとで少しお尋ねしなければならぬ、日本政府代表が法律に基づいて設置しなければならぬ、それは法律がまだ成立していない。しかし委員会は発足しておる、第一回会合は開くんだ。そうすると、日本政府代表というものは、国会で法律が通らない、資格は持っていない、それで日本政府代表として出ることになるんですか。

○佐藤(正二)政府委員 御指摘のように、この法律案が通らなせんと、この法律に基づく政府代表というものは任命できないわけでございます。したがつて、その前の暫定措置と申しますか、それまでつなぎのような形になりますと思ひますが、外務公務員法の第二條四項というところに政府代表というものがございまして、その政府代表をもつてこれに當てる。具体的に申しますれば、現在総府に置いてあります諮問委員会の代表である高瀬大使を外務公務員法の二條四項による政府代表に任命する。高瀬さんになるかどうかかわかりませんが、そういうふうな形になるかと思ひます。

○川崎(寛)委員 じゃ交換公文のことですが、条約、協定、交換公文、いろいろありますが、それそれこれはいろいろとこれまでも議論がありますが、それけれども、もう一べん整理しておきたいと思ひますが、それぞれの性格というのはどういうふうになるんですか。

○佐藤(正二)政府委員 官房長が答えるような御質問でないと思ひますが、前職に免じて、私、答えていただきます。

条約、協定は、御承知のとおり名前が違ひますが、國家間の取りきめ、法律的な拘束を持つ取りきめという法律的な意味では性質は同じだと思ひます。条約、協定、交換公文ともに國家間の取りきめというところになります。協定の一部、交換公文というものは行政府間のみで取りきめ得るものが非常に多いわけでございます。協定の場合には一部が、われわれからいへばいわゆる行政府取りきめと稱しておられまして、立法府から委任を受けまして行政府のみで取りきめ得るものがあるわけでございます。交換公文の場合にはほとんどすべてが行政府間で立法府の委任を受けて取りきめる、こういう形になると思ひます。

○川崎(寛)委員 交換公文でも国会にかけるものもありませう。それにかけるものとかけぬものというのはどう違うんですか。

○佐藤(正二)政府委員 国会にかけます——かけると申しますか、承認を求める形の場合には、これは非常に特殊な例でございまして、やはり法律事項、財政事項が入っておりますものにつきましては承認を求めるのでございまして、あるいは条約

自体に密接不可分の形になっておりまして、一体をなしておるものは、これは一体として承認を求める場合がございまして、しかし、これは非常に特殊な例でございまして、それ以外のものにつきましては大體行政府取りきめでやつております。

○川崎(寛)委員 先ほどの大村委員の質問に対して政府側答弁しておりましたが、日米協議委員会がこれからはひんぱんに開きたいんだ、こういうこととでありましたね。たしかそういう答弁だったと思ひます。これまで大體年二回くらいしか開かれていませんね。そうすると、準備委員会が実際に機能するという場合に、日米協議委員会との関係というのがいろいろ出てくるわけですね。それで原則及び指針策定というものが当面問題になるでしょうし、そうすると、この日米協議委員会というのは日本側の議長がおるか、日米協議委員会の議長はだれなのか、ないのかどうか、あるいは日本政府側の要求でいつでも開けるのかどうか、その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○東郷政府委員 最初にもちよつとお断わり申し上げたのでございまして、先ほど私が申し上げました趣旨は、協議委員会が準備委員会に与える原則なり指針なりというものは、なるべく、それこそ原則、大筋に限つて準備委員会はそのワケ内で裁量によつて仕事を着々と進められるようにしたい。協議委員会としてはいまもお話のように原則、指針を与えることをまずやるわけでございますが、その以後はこまかい問題まで一々上げてきてやるということよりは、大筋を与えておいて、協議委員会自体の会合は随時必要に応じてやるという形で進めたい、こういう趣旨を申し上げたのでございまして。

それで協議委員会は、従来御承知のように外務大臣、総務長官及び駐日米大使ということでやりまして、常に外務省でやることもございまして、特にだれが議長だというようなくとも一々きめず、事実上外務大臣が主宰なさる、こういう形で進めておりました、これは日米双方いずれでも

やろうと言へばいつでもやれる、こういう形でございます。

○川崎(寛)委員 次にこの交換公文の最後のところ、「琉球政府もこれに異存がないこと並びにこの書簡及び」云々、こういうふうになつておりますが、つまり琉球政府に異存がないということについては、どういう過程で、これはアメリカ政府側になりますか、アメリカ政府側と琉球政府側というものは、この問題についてどういふプロセスを通過して確認をされてきているのですか。

○東郷政府委員 この交換公文を取りかかわすに先立ちまして、沖繩におきまして民政官から屋良主席に対して案を示しましてよく趣旨も話し、主席のほうから、何と申しますか、けっこうである、こういうことで琉球政府の意向を確認したというところを、われわれアメリカ側から承知いたしております。

○川崎(寛)委員 先ほど琉球政府の主席がこの準備委員会においては顧問だということについては、いろいろ性格上の説明があつたわけですが、行政主席がこの準備委員会に意見をどう反映してもらうんだ、こういうふうなことでありまして、たけれども、それでは、琉球政府の主席は、顧問としてありますが、提案権を持っておるか、どうか、その点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○東郷政府委員 準備委員会の運営は今後どういうふうになるか、また準備委員会として、やかましくいへば議事手続その他をきめることになるかと存じますが、いずれにいたしましても、主席が顧問として自由に準備委員会の場において活動される、こういうことを妨げるものはございませぬ、これは提案権とかなんとかいう問題になる以前に、さような問題は主席の自由な御活躍によつて解消されるのではないかと、この点がわれわれの見方でございます。

○川崎(寛)委員 高等弁務官と主席という関係は、先ほどつまり同列にならないのだというところで説明があつたわけですが、圧倒的に違ひ支配下に

ある主席が自由に発言できるのだ、そして自由に活動できるのだ、こういうふうになりたいへん希望的な樂觀的なことを言っておられるわけですが、では日本政府としては、議事手続その他を今後進めていく際に、琉球政府主席が提案権を持つべきだということについて、積極的な要求というか発言をする意思があるかどうか、あるいはアメリカ側が言うとおりに応ずるということではいかざるを得ないのかどうか。主席の扱いについては、結局上からの、また沖縄県民としてもたいへん注意をして、準備委員会の中における顧問の地位でありますから、当然提案権を持つということでも正式のものにすべきだ、こういうふうに思います。でありますから、その点についての日本政府としての——これは外務大臣かな、外務大臣でなければだめだ。これは一つ保留します。この点については除きたいと思ひます。

それでは次に、先ほど次官は、軍の労働者の問題、間接雇用制度の問題は、準備委員会の議題になるかどうかからぬ、こういうことだったのです。ところが、これは外務大臣は予算委員会においては明確に答えている。つまり間接雇用制度の問題は、近く設置をされるであろう準備委員会において取り上げます、普通の外交ルートにおいても取り上げますというふうな、二つのルートを外務大臣は予算委員会でも答弁をしております。この点政府委員の答弁が違っているようにすけれども、その点はいかがですか。

○竹内(黎)政府委員 先ほどもお答えいたしましたとおり、復帰準備の一環として当然われわれが取り扱う議題でございます。先ほど私が申し上げましたのは、いまの段階におきましては、まだ準備委員会において取り上げることが断定できない状態である。日米協議等によつてはまた取り上げ得る可能性もあると申し上げたわけでございます。

○川崎(寛)委員 それでは二月十三日の日米協議委員会での軍労働者の問題は取り上げるといふ正式の外交ルートに乗ったのだ、こういうことを

当時得々と政府は言ったわけですね。予算委員会でも何べんもいろいろ議論もあるわけですね。そうすると、日本政府側は一人相撲をやっておられるわけですか。沖縄の現地の労働者の諸君はさらに春闘といふかまえにも入つてきておる。どんどん切られていく。切実な問題ですよ。だから、いつ解決してくれるのだからかと思つて待つておるわけですね。そうすると、あの日米協議委員会をやったときには正式のルートに乗ったのだ、初めて乗ったのだというふうなことを言つておつた。これは外務大臣でなければほんとうはあれだと思ふのです。だからばくは外務大臣いなければいけません。言つたのです、これはたいへん失礼だけれども。そうしなければどうでしょう。

それから、これは川島副総裁が二、三日前に行って沖縄の現地で、この問題は日本政府が主導権を持つべき問題でないのだ、こういうふうなことを言つておられるわけですね。それは軍と雇用労働者という関係の点を言つておられるのかどうか知りませんが、間接雇用制度の問題については、これは少なくともこれまで山中長官なり外務大臣なりが、日米協議委員会が日米の外交ルートに乗つたんだ、こう言つておつたのでありますけれども、実はこれは外交ルートにまだ乗つていない、これからどう扱うかという問題だと理解をしてよろしいんですね。

○東郷政府委員 政務次官の御答弁の補足がたお答え申し上げたいと存じます。

先生も御指摘のように、この前の協議委員会の席上でこの話も出まして、雇用関係の改善という問題について外交ルートで話をしよう、こういういきさつがございまして、その意味では政府間の話として検討することになっております。同時に、政務次官の申されましたように、この問題は、復帰準備の一環としておそろしく取り上げられるかと存じますので、そういう意味におきましては、両方並行して進める、こういうことも十分あり得ることでございます。政務次官も、準備委員会においていかなる形で取り上げられるか、こ

れは今後の問題であるということをお答えになりましたわけですね。いまの政府間で研究しようということとは、またそのとおりでございます。

○川崎(寛)委員 そうしたら二月十三日の日米協議委員会のあとの共同新聞発表というものをもう一ぺん読み直してみると、日本側は表明した、アメリカ側は可能な措置につき探求を続ける旨付言をした、こういうふうになっておりますね。そうすると、問題を分けます。準備委員会はこれからですね。そして準備委員会がこの問題を具体的に検討するかどうかはまだ未定、少なくともいまのお二人の答弁からは未定、いいですね。そうすると外交ルートのほうはいまどうなつておるのですか。それを明らかにしてもらいたいと思ひます。

○東郷政府委員 雇用関係の改善という問題は、いま米国の施政下にある沖縄の現状からしまして、たとえば日本政府による間接雇用、あるいは琉球政府による間接雇用、これはいづれもはなはだむずかしい問題を含んでおるということは先生も十分御承知かと思ひます。あるいは、それがむずかしい形が考えられないか、このような点につきまして、日本政府がいろいろ検討しておるのみならず、アメリカ側も検討しておる、こういうことでございます。しかし、それ以上外交ルートに乗せたらといてすぐ答へが出る問題でも遺憾ながらございませぬので、現状はいま申し上げたような形で日米双方、より合理的なと申しますか、より妥当な形がないかということで研究しておる、こういうことでございます。

○川崎(寛)委員 そうしますと、どうも総務長官きょういらないから、なかなか実際に突き合わせる事ができませんけれども、予算委員会等で答弁をしておりますことは、相当早いテンポで現地の非常に大きな関心事になっております。また、国民も沖縄の置かれておる矛盾というものの一つの象徴として非常に関心を持って見ておるわけでありまして、たいへん時間のかかる、まあい

まのテンポでいくと七二年返つてくるときにようやく問題が解決するといふふうになりかねない、非常に困難な感じがするわけですね。そうすると、これはまあなかなか答弁しにくい点であるかも知れませんが、相当時間のかかる問題だといふふうにお考えですか。次官、どうですか。

○竹内(黎)政府委員 現地の方が希望するようないくばりの間接雇用ということについてはいろいろな疑義があることは、先生もたぶん御研究済みだろうと思ひます。その意味におきましては、どうも時間がかかるのはやむを得ないかと思ひます。

○川崎(寛)委員 それではだめなんですよ。だから結局総務長官が何ぼ力んでも外交ルートのほうはたいへん疑義がある、疑義があるということ、しかも準備委員会に入れる方針もはっきりしておらぬわけだし、外交ルートもこのルートに乗つておるのか皆目わからぬようなルートだし、そういうことではこれは片づかぬですよ。だから外務省が非常にこの問題については消極的だ、こう見られてゐる。それは要するにアメリカの沖縄統治という特殊な形態というものをあまりにも知り過ぎているから外務省は非常にシビアになるわけですよ。しかしそれを破らなければいけません。現状なんですか。これは特に外務大臣、この次にその点は外交の責任者として外務大臣にお尋ねをしますけれども、具体的に詰めていく事務当局の皆さま方が、その点について非常にシビアな態度でいけば穴があかぬですよ。だから、どうして穴をあけるかということについてもう少し明確にしてもらいたいと思ひます。

それではその次に山野特選局長にお尋ねします。政府内部における詰め、日本政府内部における外務省、総理府、労働省、大蔵省、そういうものはいまだどういふ詰めの段階にあるのですか。詰めというか検討の過程にあるのですか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○山野政府委員 いま御答弁がございましたように、この沖縄の雇用関係を改善する方策につきま

しては、総理府としまして、長官の命によりまして鋭意検討しておりますが、日本政府が直接出ていって、沖縄で間接雇用をやることには、これは現実に法律上も、実態上もいろいろ問題があるようでありまして。したがって、その他の方法において、まあ復帰すれば本来の間接雇用の形になることは、これは言うまでもありませんが、復帰するまでの間においても沖縄のいまの労使の関係を何らか改善することは、これはどうしても必要だというのが長官の考え方であり、またわれわれもさように考えておるわけでありまして。したがって、そういう雇用制度改善の方式につきましては、総理府はじめ関係省庁でいろいろ具体的に検討をいたしておるわけでありまして、いま東郷局長から答弁がありましたように、アメリカ側でも検討をしておるということでもあります。しかしどういふ形でいくか、あるいはどういふことが日米双方のため、あるいは琉球政府、軍雇用者のために現在とられておるかという、具体的なそういう方式について、いまこの席上で遺憾ながらこういう方式を検討しておるといふことは申し上げかねるわけですが、関係省庁で鋭意検討して、いろいろな考え方を持っておることは事実でございます。そういうものを踏まえて、ただいま外務省から御答弁がありましたように、現実の日米外交ルートではなかなか困難な問題もありまして、それから軍との関係においてもなかなか複雑な問題があると思いますが、私どもとしてはできるだけ早い機会に、復帰前においてこういう雇用制度の改善を見ような方向でひとつ外交的にも取り扱ってもらいたいということでも外務省と総理府とで話し合いを続けておる現状であります。

○川崎(寛)委員 きょうはこれで終わります。

○池田委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

昭和四十五年三月十六日印刷

昭和四十五年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局